



2025年12月18日

一部メディア報道について

本日（12月18日）、当社が東京国税局から2024年3月期までの3年間で計約150億円の申告漏れを指摘された旨、報道がありました。当社が東京国税局から2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度で計約150億円の過少申告を指摘されたことは事実であり、本件について、当社の見解を以下のとおり、お知らせいたします。

当社は、グローバル・タックスに関するグループポリシーを定めたうえで、事業を展開する国・地域において適用される税務関連法規を順守し、事業活動を行っております。また、税務リスクの適切な管理のため、外部の専門家の助言を受けながら、当社内でのルール整備を行うなど、これまで日本並びに各国の法令を遵守し適切な税務コンプライアンス対応に取り組んでまいりました。しかしながら、上記期間に係る、当社の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）及び海外子会社への債権放棄による支援等に係る税務上の取り扱いにつき、当社と当局との間に見解の相違があり、協議を進めましたが見解一致に至らず、更正処分という結果となったものです。

今回の更正処分に関し、当社に不適切な租税回避の意図は一切なく、課せられた追徴税額と加算税は既に納付済みですが、当社としては法令・通達などに照らして適切な税務処理を行ったと考えており、この処分に対して依然十分な納得に至っておりません。そのため、この当該更正処分を不服とし、国税不服審判所に対して、2025年7月に不服申し立ての手続き（審査請求）を行っております。

なお、国際財務報告基準(IFRS)に基づく当社連結決算においては、本件に関する追加の法人税を計上する予定はなく、連結業績への影響はありません。